

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

防災・減災貸付

【耐震改修対策】

対象者

- ・要緊急安全確認大規模建築物の所有者で、補助金の交付を受けて、耐震改修工事に取り組む方

融資金額

16億円
以内

融資期間

20年以内
(うち据置2年以内)

融資利率

固定金利	
3年以内	年1.0%
5年以内	年1.2%
7年以内	年1.4%
20年以内	年1.6%

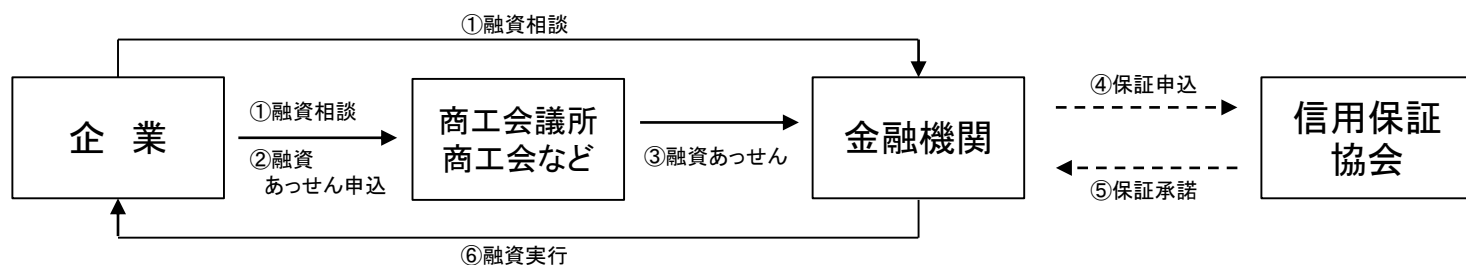
変動金利	
年1.0%	

※融資期間が3年を超える場合に限る

融資条件

融資対象	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、耐震改修（実施設計を含む）に係る国又は市町村の補助金の交付を受ける（受けた）もの ※観光施設の場合は、大企業も対象となります。
資金用途	設備資金 [要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用]
融資金額	16億円以内
融資期間	20年以内（うち据置2年以内）
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.0% 5年以内 年1.2% 7年以内 年1.4% 20年以内 年1.6% 【変動金利】 年1.0% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

融資までの基本的な流れ



※国や市町村から交付される耐震改修費用に対する補助制度の活用が対象要件となります。
(補助金に関する手続きについては、各市町村の耐震担当部署へご確認ください。)

お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

- (※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
- ・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

